

日本ロシア文学会会則（抄）

- 第1条 本会は日本ロシア文学会と称する。
- 第2条 本会はロシア語・ロシア文学の研究および普及によって、日本文化の健全な発展に貢献することを目的とする。
- 第3条 本会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。
- (1) 共同の研究ならびに調査。
 - (2) 研究発表会・講演会の開催。
 - (3) 機関誌の発行。
 - (4) その他本会の目的を達成するに必要な事業。
- 第4条 本会はロシア語・ロシア文学の研究と普及に従事する正会員および本会の趣旨に賛同する賛助会員をもって組織する。
- 第5条 本会に入会しようとする者は、会員2名以上の推薦により、所定の手続きを経て、理事会の承認を得るものとする。退会しようとする者は、退会届を事務局に提出するものとする。
- 第6条 本会に次の機関をおく。
- 総 会 理 事 会 評議員会
- 第7条 総会は本会の最高議決機関であり、毎年1回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会の議決は出席正会員の過半数によって成立する。
- 第8条 本会に次の役員をおく。
- 会 長 副 会 長 理 事
評 議 員 監 事
- 〈…〉
- 第16条 本会に地方支部をおき、会員は原則としていずれかの支部に所属するものとする。支部の設置については別に定める。
- 〈…〉
- 第19条 会費は普通会費、維持会費、賛助会費の3種類とし、その金額等はそれぞれ別に定める。新入会員は所定の入会金を納入するものとする。*
- 第20条 普通会費を3年を越えて滞納した会員は、退会したものとみなし、会員名簿から削除する。
- 〈…〉

昭和25年7月制定 1991年10月最終修正

*普通会費 年8,000円、維持会費 一口5,000円、賛助会費 一口10,000円、入会金 1,000円

ロシア語ロシア文学研究 第34号

2002年10月8日 発行

編集・発行者 日本ロシア文学会 佐藤純一
〒153-8902 目黒区駒場3-8-1
東京大学教養学部9号館
ロシア語研究室（西中村浩）内
日本ロシア文学会事務局
TEL/FAX：03-5454-6424
振替口座 00100-7-6507
<http://www.geocities.co.jp/Berkeley/1632>
印刷所 株式会社アイワード
〒060-0033 札幌市中央区北3条東5丁目5-91
TEL：011-241-9341（代）/FAX：011-207-6178